

武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書

武雄市 総務部 防災・減災課

1 目的

武雄市防災情報発信システムは、災害時情報発信により、武雄市（以下「発注者」という。）の住民等に向けた緊急情報の発信等を行うシステムを構築するものである。

2 システム構築予定期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。但し、履行期間内に本業務を完了することができない正当な理由がある場合は、その理由を明記した書面の提出により、履行期間の延長を請求することができるものとする。

3 システム運用期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日までとする。但し、発注者とシステム構築事業者（以下「受注者」という。）との間で契約から5年後に運用及び保守契約に係る内容の点検を行い、問題が無ければ残りの5年間の運用継続を決定する。

4 準拠する法令等

本業務を遂行するにあたり、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 武雄市地域防災計画（令和元年改訂版）
- (4) その他関係法令及び通達等

5 構築条件

(1) 構築場所

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市役所地内及び武雄市一円

(2) 構築するシステムの概要

別紙「武雄市防災情報発信システム構築業務 特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務の範囲

本業務の対象は、庁舎の4階にて整備する防災情報発信システム及び市内世帯の戸別受信機設置業務とする。

(4) 戸別受信機設置台数

本業務で設置を行う戸別受信機の台数は15,000台とする。ただし、全戸に設置するものではなく、希望する方への設置のため、整備台数の変更の可能性があるため考慮すること。

(5) 契約

この業務の契約は、議会の議決を要するため、議会の承認を得られない場合は本契約として成立しません。

また、戸別受信機の設置台数が増減する場合、本契約後の契約変更を行います。

6 委託する業務内容

受注者は、本仕様書及び特記仕様書に基づいて実施する以下の業務を行うものとする。

- ・本業務に必要な各種文書の作成
- ・本業務に必要な機器、機材等の調達
- ・本業務に必要な機器の設置、設定作業、動作確認、運用テスト等
- ・旧戸別受信機（設置してある所）約3,000台及びオフトーク通信機器3台の回収

7 業務遂行における留意事項

(1) プロジェクトマネージャーの配置

受注者は、本業務の実施にあたってプロジェクトマネージャーを定め、本業務の全般にわたり業務管理を行うこと。また、当市との調整は全てプロジェクトマネージャーを通じて行うこと。

(2) 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに発注者と打ち合わせを行い、各工程について実施計画を立案し、以下に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- ・着手届
- ・技術者届
- ・実施計画書
- ・その他発注者の指定する書類

(3) 関係官公署との折衝

受注者は、本業務遂行中に、関係者又は関係官公署と折衝を必要する事項が生じた場合は、発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(4) 権利・義務の譲渡等

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。但し、事前に発注者へ書面により申請を行い、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(5) 貸与品

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与するが、受注者は亡失、汚損・破損の無いよう取扱いには十分注意するものとする。なお、受注者は借用の際、借用書を発注者に提出することを原則とする。

(6) 個人情報保護

受注者は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法律及び武雄市個人情報保護条例等を遵守し、情報の漏洩等に十分注意すること。

(7) 秘密の保持

受注者は、本業務中に知り得た情報を、発注者の許可なしに他に漏らしたり利用してはならない。本業務の完了後も同様とする。

(8) 事故の処理

受注者は、本業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。

(9) 損害賠償

受注者は、本業務遂行中に第三者に与えた損害については、受注者が責任を持って賠償しなければならない。

(10) 成果品の帰属

本業務で得られた成果は全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく第三者に公表、貸与してはならない。

(11) 報告

本業務実施期間中、受注者は業務の進捗状況を隨時報告するものとする。

(12) 完了検査

受注者は、委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(13) 瑕疵等

受注者は、本業務完了後において受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

8 疑義

本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。また、システムの円滑な構築、運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認することとする。